

現行計画	修正案	備考
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 防災体制</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災活動体制</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対策本部体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現地災害対策本部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現地本部の所掌事務 派遣要員の所掌事務は次のとおりとする。 ア～キ (略)</p> <hr/> <p>ク 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に係る災害対策本部への連絡 に関すること。</p> <p>ケ 現地事故対策連絡会議への参画に関すること。</p> <p>ミ 国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部の設営への協力に関すること。</p> <p>サ その他必要な事項</p> <p>3～7 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 防災体制</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災活動体制</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 対策本部体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 現地災害対策本部</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現地本部の所掌事務 派遣要員の所掌事務は次のとおりとする。 ア～キ (略)</p> <p><u>ク バス会社等への協力要請に関すること。</u></p> <p><u>ケ 飲食物等の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等に係る災害対策本部への連絡 に関すること。</u></p> <p><u>コ 現地事故対策連絡会議への参画に関すること。</u></p> <p><u>サ 国事故現地警戒本部及び国事故現地対策本部の設営への協力に関すること。</u></p> <p><u>シ その他必要な事項</u></p> <p>3～7 (略)</p> <p>第3 (略)</p>	<p>・県地域防災 計画との整合</p>

現行計画	修正案	修正箇所
<p>第3章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第9節 避難収容活動体制の整備 第1～第2 (略)</p> <p>第3 避難所等の整備 1～7 (略)</p> <p>8 避難所における設備等の整備 市は、国、県や他市町村と連携し、避難所において、必要な貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備についてあらかじめ整備し、必要に応じて直ちに輸送する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>9 物資の備蓄に係る整備 市は、県と連携し、指定された避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。</p> <p>また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>第4 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備 1 (略)</p> <p>2 病院等医療機関の避難計画の整備 病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についてあらかじめ計画し、避難先については、県の避難施設等調整システムにより調整されるものとする。</p>	<p>第3章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第9節 避難収容活動体制の整備 第1～第2 (略) 避難等の方法</p> <p>第3 避難所等の整備 1～7 (略)</p> <p>8 避難所における設備等の整備 市は、避難所において、必要な貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、テレビ、ラジオ等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備についてあらかじめ整備し、必要に応じて直ちに輸送する体制の整備に努めるものとする。</p> <p>9 物資の備蓄に係る整備 市は、指定された避難所又はその近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資、家庭動物の飼養に関する資料等の備蓄に努めるとともに、避難所として指定した学校等において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等に努めるものとする。備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。 また、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運搬手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p> <p>第4 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備 1 (略)</p> <p>2 病院等医療機関の避難計画の整備 (1) 避難計画の作成 原子力発電所から10km圏内の病院等医療機関の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。</p>	<p>・国の防災基本計画修正に基づく修正</p> <p>・国の防災基本計画修正に基づく修正</p> <p>・県地域防災計画との整合</p>

<p>(新設)</p> <h3>3 社会福祉施設の避難計画の整備等</h3> <p>_____介護保険施設、障がい者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、県及び市と連携し、原子力災害時における_____誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についてあらかじめ計画し、避難先については、県の避難施設等調整システムにより調整されるものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第5～第9 (略)</p> <h4>第10 避難所・避難方法等の周知</h4> <h5>1 避難所等の周知</h5> <p>市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での避難等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>避難退域時検査場所について、県は、立地市及び関係周辺市町と連携してそれぞれの地域の実情等を考慮し、原子力災害対策指針等を踏まえ、候補地を選定するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) 避難先調整の仕組み</p> <p>県は、UPZ内の医療機関の一時移転等に備え、医師会等の関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる医療機関及び避難先候補となる病院をあらかじめ登録するとともに、連絡体制を整備するなど入院患者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。</p> <h3>3 社会福祉施設の避難計画の整備等</h3> <p>(1) 避難計画の作成</p> <p>原子力発電所から10km圏内の介護保険施設、障害者支援施設等の社会福祉施設の管理者は、市及び県と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導体制に配慮した体制の整備を図るものとする。</p> <p>(2) 避難先調整の仕組み</p> <p>県は、UPZ内の社会福祉施設の一時移転等に備え、関係機関と連携し、避難施設等調整システムに避難元となる社会福祉施設及び避難先候補となる社会福祉施設をあらかじめ登録するとともに、連絡体制を整備するなど入院患者の避難先を迅速に調整するための仕組みを構築し、定期的に更新するものとする。</p> <p>(3) 災害協定の締結等</p> <p>県は、PAZ及びUPZ内の社会福祉施設に対し、あらかじめ、県内や近隣県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受け入れに関する災害協定の締結を促進するよう努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するとともに、社会福祉施設に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>第5～第9 (略)</p> <h4>第10 避難所・避難方法等の周知</h4> <h5>1 避難所等の周知</h5> <p>市は、避難、避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物との同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での避難等の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。</p> <p>避難退域時検査場所について、県は、立地市及び関係周辺市町と連携してそれぞれの地域の実情等を考慮し、原子力災害対策指針等を踏まえ、候補地を選定するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

<p><u>(新設)</u></p> <p>第11 (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第1～第3 (略)</p> <p>第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制 市は原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとする。</p> <p>安定ヨウ素剤の事前配布については、本市に居住し、障がいや病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当し、希望する住民に対して実施する。 また、原子力災害対策重点区域の住民等に対する緊急時における配布体制を整備する。</p> <p>1 事前配布体制の整備</p> <p>(1) 予備の安定ヨウ素剤の備蓄 市は、立地市及び関係周辺市町と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。</p> <p>(2) 説明会による事前配布備 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、立地市、関係周辺市町及び関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。 また市は、立地市及び関係周辺市町と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の再配布等 市は、立地市及び関係周辺市町と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、丸剤は使用期限の5年ごと、ゼリー剤は使用期限の3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。</p>	<p>3 P A Z内の住民の円滑な避難への配慮 市は、P A Z内の住民に対して避難指示が出された際には、同時に避難を開始して避難経路の交通渋滞を招くことを避けるなど、P A Z内の住民等が円滑に避難できるよう配慮することについて、日頃からU P Z内の住民に対して理解を求めるものとする。</p> <p>第11 (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第12節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備 第1～第3 (略)</p> <p>第4 安定ヨウ素剤の予防服用体制 市は原子力災害対策指針を踏まえ、県、医療機関等と連携して、速やかに安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、準備しておくものとし、原子力災害対策指針等を参考に、安定ヨウ素剤の服用の効果等について、住民等へ日頃から周知徹底に努めるものとする。</p> <p>安定ヨウ素剤の事前配布については、本市に居住し、障がいや病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当し、希望する住民に対して実施する。 また、原子力災害対策重点区域の住民等に対する緊急時における配布体制を整備する。</p> <p>1 事前配布体制の整備</p> <p>(1) 予備の安定ヨウ素剤の備蓄 市は、県と連携し、事前配布用の安定ヨウ素剤を庁舎、保健所、医療施設、学校等の公共施設において管理するとともに、事前配布後における住民による紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤の備蓄を行うものとする。</p> <p>(2) 説明会による事前配布備 市は、安定ヨウ素剤の事前配布を行うにあたっては、県及び関係医療機関と連携し、対象となる住民向けの説明会を開催し、原則として医師による説明を行うものとする。また、説明会の開催に併せ、調査票や問診等により、禁忌者やアレルギーの有無等の把握に努めるものとする。 また市は、県と連携し、説明会において安定ヨウ素剤の事前配布に関する説明を受けた住民に対し、説明会での説明事項を記した説明書を付して、安定ヨウ素剤を必要量のみ配布するものとする。</p> <p>(3) 安定ヨウ素剤の再配布等 市は、県と連携し、住民に事前配布した安定ヨウ素剤については、丸剤は使用期限の5年ごと、ゼリー剤は使用期限の3年ごとに回収し、新しい安定ヨウ素剤を再配布するものとする。また、転出者・転入者に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努めるものとする。</p>	<p>・県地域防災計画との整合</p> <p>・国の防災基本計画修正に基づく修正</p> <p>・県地域防災計画との整合</p>
--	--	--

<p>2～3 (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第13節～第14節 (略)</p> <p>第15節 原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及啓発及び情報発信 第1～第4 (略)</p> <p>第5 要配慮者への配慮</p> <p>市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める<u>ものとする。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>第6～第7 (略)</p> <p>第16節～第19節 (略)</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>第5～第7 (略)</p> <p>第13節～第14節 (略)</p> <p>第15節 原子力防災等に関する市民等に対する知識の普及啓発及び情報発信 第1～第4 (略)</p> <p>第5 要配慮者等への配慮</p> <p>市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるほか、<u>指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の徹底を図るものとする。</u></p> <p><u>また、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>第6～第7 (略)</p> <p>第16節～第19節 (略)</p>	<p>・ 国の防災基本計画修正に基づく修正</p>
--	---	---------------------------

現行計画	修正案	備考
第4章 緊急事態応急対策	第4章 緊急事態応急対策	
第1節 (略)	第1節 (略)	
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	
第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	第1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡	
1 情報収集事態が発生した場合	1 情報収集事態が発生した場合	・国の防災基本計画修正に基づく修正
(1) 原子力規制委員会_____からの情報提供 原子力規制委員会_____は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、立地市、関係周辺市町に対して情報提供を行うとともに、国現地情報連絡室_____は、県、立地市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。	(1) 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室からの情報提供 原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、立地市、関係周辺市町に対して情報提供を行うものとし、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は、県、立地市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。	
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)	
2 警戒事態が発生した場合	2 警戒事態が発生した場合	・国の防災基本計画修正に基づく修正
(1) (略)	(1) (略)	
(2) 原子力規制委員会_____からの情報提供 原子力規制委員会_____は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき、又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省、県、立地市、関係周辺市町に対して情報提供を行うものとし、国事故警戒本部は、県、立地市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。	(2) 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部からの情報提供 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき、又は九州電力等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省、県、立地市、関係周辺市町に対して情報提供を行うものとし、_____県、立地市、関係周辺市町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。	
(3) (略)	(3) (略)	・県地域防災計画との整合
3～4 (略)	3～4 (略)	
第2～第3 (略)	第2～第3 (略)	
第3節 (略)	第3節 (略)	
第4節 避難、屋内退避等の防護措置	第4節 避難、屋内退避等の防護措置	
第1 避難、屋内退避等の防護措置の実施	第1 避難、屋内退避等の防護措置の実施	
1 (略)	1 (略)	
2 U P Z内における緊急時防護措置の実施	2 U P Z内における緊急時防護措置の実施	
(1) 国_____や県の助言等 国は、放射性物質の放出後、_____	(1) 国の指示や県の助言等 国は、放射性物質の放出後、県、立地市及び関係周辺市町に対し、緊急事態の状況により、	・国の防災基

<p>O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて市_____が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示、助言等を行う。</p> <p>県は、市からの求めに応じ、国による助言以外にも、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言するものとし、U P Z内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとする。</p>	<p>O I Lに基づき緊急時モニタリングの結果に応じて立地市及び関係周辺市町が行う避難、一時移転等の緊急事態応急対策の実施について、指示_____を行う。</p> <p>県は、市からの求めに応じ、国による助言以外にも、避難指示等_____の対象地域、判断時期等について助言するものとし、U P Z内の住民について、一時移転等の防護措置が必要となったとき、予定した避難所のある方向の空間放射線量率が高いなど、避難先として不適当である場合には、避難施設等調整システムを活用して、他の避難所を使用するよう、調整するものとする。</p>	本計画修正に基づく修正
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)	
3～8 (略)	3～8 (略)	
(新設)	<p>9 家庭動物の受入状況の把握</p> <p>市は、避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</p>	・国の防災基本計画修正に基づく修正
(新設)	<p>10 屋内退避実施後の運用</p> <p>屋内退避は、物的な面や人的支援の面での生活の維持や、屋内にとどまること等による肉体的・精神的影響の観点から、長期にわたって継続することは難しいと考えられ、屋内退避の実施状況を踏まえて、その継続の可否を判断する。</p> <p>屋内退避の継続の判断は、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うものとする。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、ブルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県、立地市及び関係周辺市町と緊密な連携を行ながら、避難への切替えを判断し、指示することになる。なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととする。また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援物資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する。</p> <p>屋内退避を実施している住民等に対しては、原子力施設の状態の見通しや緊急時モニタリングの結果等の必要な情報を絶えず積極的に提供するものとする。また、避難すべき区域でやむを得ず屋内退避を実施している住民等の放射線防護について留意する。</p> <p>なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。国は、原子力施設の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うこととする。</p>	・原子力災害対策指針の改正に基づく新設
(新設)	<p>11 屋内退避の解除</p> <p>屋内退避は、主にブルームからの被ばくの低減を目的とする防護措置である。このため、原</p>	・原子力災害対策指針の

	<p><u>子力施設の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなブルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたブルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから、屋内退避の解除を行う。</u></p> <p><u>なお、その際、緊急時モニタリングの結果に応じて、O I L 1 又はO I L 2 を超える地域があれば、避難や一時移転等の防護措置を講ずることとなる。</u></p>	改正に基づく新設
第2 避難所等 1～2 (略)	第2 避難所等 1～2 (略)	
3 避難所の生活環境整備 (1) 生活環境の把握 市は、県及び受入市町の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、_____食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。	3 避難所の生活環境整備 (1) 生活環境の把握 市は、県及び受入市町の協力のもと、避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、 <u>市は、避難所開設当初からパーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。</u>	・国の防災基本計画修正に基づく修正
(2) 避難の長期化等への把握 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、 <u>簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、_____必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。	(2) 避難の長期化等への把握 市は、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、 <u>入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、<u>食事や入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。</u>	・国の防災基本計画修正に基づく修正
4 (略)	4 (略)	
5 女性や _____ 子育て家庭への配慮 市は、県等と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方 _____ の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	5 女性や<u>性的少数者</u>、子育て家庭への配慮 市は、県等と連携し、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方 <u>及び性的少数者</u> の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。	・県地域防災計画修正に基づき性的少数者への配慮の視点について追記
6～8 (略) <u>(新設)</u>	6～8 (略) 9 在宅避難者等の支援拠点等 <u>市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u>	・国の防災基本計画修正に基づく修正

<p>(新設)</p> <p>第3～第9 (略)</p> <p>第10 飲食物、生活必需品等の供給 1～3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防 第1 (略)</p> <p>第2 災害に乘じた<u>各種犯罪の未然防止</u> (略)</p> <p>第6節～第12節 (略)</p>	<p>10 車中泊避難等</p> <p>市は、避難対象の市町や受入市町村と連携し、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じて物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</p> <p>第3～第9 (略)</p> <p>第10 飲食物、生活必需品等の供給 1～3 (略)</p> <p>4 市への支援</p> <p>県は、市において備蓄物資等が不足するなど緊急事態応急対策を的確に行なうことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。</p> <p>第5節 治安の確保及び火災の予防 第1 (略)</p> <p>第2 災害に乘じた<u>社会的混乱の抑制</u> (略)</p> <p>第6節～第12節 (略)</p>	<p>・国の防災基本計画修正に基づく修正</p> <p>・県地域防災計画との整合</p> <p>・県地域防災計画との整合</p>
---	---	--

現行計画	修正案	備考
<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 市は、県、<u>立地市及び関係周辺市町</u>と連携して、複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>第4節 退避、屋内退避等の防護活動の実施 第1 (略)</p> <p>第2 避難誘導時の配慮</p> <p>1 危険箇所の情報提供 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県_____と連携し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。</p> <p>2 関係機関等の協力 <u>市</u>は、_____要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第5節～第7節 (略)</p> <p>第6章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節～第2節 (略)</p> <p>第3節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保 市は、県_____と連携して、複合災害時において、一般回線が使用できない場合は、衛星携帯電話、防災行政無線、専用回線及び衛星回線等、あらゆる手段を活用して必要な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>第4節 退避、屋内退避等の防護活動の実施 第1 (略)</p> <p>第2 避難誘導時の配慮</p> <p>1 危険箇所の情報提供 市は、住民等の避難誘導に当たっては、県<u>及び受入市町</u>と協力し、複合災害時の建築物、ブロック塀等の倒壊や道路の冠水等による事故等の危険性について、十分注意するよう、住民、自主防災組織、消防機関及び県警察への情報の提供に努めるものとする。</p> <p>2 関係機関等の協力 <u>県</u>は、<u>市が行う</u>要配慮者及び一時滞在者の避難誘導に際しては、住民、自主防災組織、消防機関及び県警察等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう配慮するものとする。</p> <p>第3 (略)</p> <p>第5節～第7節 (略)</p> <p>第6章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化 県地域防災計画との整合 記載の適正化